

地方創生の推進に資する、地方公共団体等と法務局との登記情報連携の取組

登記事項証明書の添付省略

課題

行政機関等への各種手続で、法令により、利用者（国民）に、①商業・法人の登記事項証明書、②不動産の登記事項証明書の添付を求める手続が数多く存在
→**登記事項証明書の取得にかかる費用・時間等が利用者の負担**に

対応

令和2年10月～登記情報連携システムの運用を開始
法令により登記事項証明書の添付を求める手続について、**国の行政機関の職員が登記情報を直接取得・確認**できる仕組み（**登記情報連携**）を導入

※実績：26府省庁等 約76万件(令和5年度) 約1200手続

地方公共団体への拡大

令和5年2月以降、地方公共団体に登記情報連携を拡大。一部の地方公共団体で先行的に開始
→令和6年度以降、地方公共団体での利用を順次拡大。**令和7年度に大幅に拡充し、地方公共団体における利便性を一層向上**



更なる取組：公用請求代替の実現

課題

地方公共団体の職員が登記事項証明書を職務上請求する場合には、手数料を納めることを要しない（いわゆる公用請求）
→しかし、**公用請求には、法務局の窓口への来庁又は郵送が必要で、登記事項証明書の取得に要する時間・費用等が地方公共団体の職員の負担**に

※公用請求件数（令和5年度）：約3300万件（登記事項証明書請求件数の約4割）

対応

登記情報連携を活用し、職場で登記情報を直接取得・確認することを可能に。職員の窓口への往来及び郵送を不要にし、負担軽減を実現
→令和6年度に一部の地方公共団体で試行を実施。**令和7年度に大幅に拡充予定**

災害時にも有用

令和6年1月の能登半島地震において、石川県内の地方公共団体支援策として活用の実績あり
※実績：約2万件（令和6年2月から令和7年1月まで）
（**被災者支援・住宅再建等の行政対応全般**で登記情報連携が可能に）

